

佐賀県告示第二百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年八月六日から平成二十二年九月六日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 域			
	区 間	変更前 の別 幅員 メートル		
県道 相知山内線	伊万里市大川町駒鳴字白岩三二 九〇番三地先から 伊万里市大川町駒鳴字白岩三二 九八番一地先まで	後	七〇・四 ） 一三・三	延長 メートル 三八八・四
		前	二六・四 ） 八・二	
	伊万里市大川町川原字井出ノ原 五九〇七番四地先から 伊万里市大川町川原字片草五七 三七番二地先まで	後	二二・七 ） 一一・七	延長 メートル 三八五・五
		前	二七・六 ） 一三・一	
伊万里市大川町川原字井出ノ原 五九〇七番四地先から 伊万里市大川町川原字片草五七 三七番二地先まで	後	三三・七 ） 二一・七	延長 メートル 三八五・六	
	前	三三・七 ） 二一・七		